

老人福祉計画及び
第8期介護保険事業計画

令和3年3月

利島村

目 次

1	計画の概要	1
1.1	計画策定の趣旨	1
1.2	制度改正の概要	2
1.3	計画の期間	2
1.4	計画の位置づけ	3
1.5	日常生活圏域の設定	3
1.6	介護保険制度の概要	3
2	高齢福祉・介護の現状と将来見通し	5
2.1	人口の状況	5
2.2	高齢化率	6
2.3	要介護・要支援認定者数	6
3	計画の基本理念	8
3.1	基本理念	8
3.2	施策体系	9
4	施策の展開	10
	目標 1 高齢者の生きがいと介護予防・健康づくり	10
	目標 2 高齢者自身も参加した島ぐるみの助け合い	13
	目標 3 高齢者の自立支援のためのサービス提供	14
5	介護保険事業計画	18
5.1	介護保険サービス等の見込み	18
5.1.1	見込みにあたっての基本的な考え方	18
5.1.2	介護給付費適正化の取り組みについて	18
5.1.3	介護（介護予防）サービスの見込み	19
5.1.4	介護サービス費用の見込み	27
5.2	地域支援事業の見込み	32
5.2.1	地域支援事業の見込み	32
5.2.2	介護予防事業に係る費用の見込み	34
5.2.3	地域包括支援センターの適切な運営	36
5.2.4	地域支援事業実施による達成状況の評価	36
5.2.5	介護予防・健康づくり施策の充実・推進	37
5.3	円滑な介護サービスの提供と介護保険の運営	37
5.3.1	円滑な介護サービスの提供	37
5.3.2	円滑な介護保険の運営	37
5.4	介護保険料の設定	41

1 計画の概要

1.1 計画策定の趣旨

現在我が国では、少子高齢化が進み総人口の減少が続く一方で高齢者人口は増加し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年には後期高齢者が2,000万人を突破し、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には日本の高齢者人口が4,000万人に迫ると予測されています。

また利島村においても、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、令和2（2021）年時点で28.1%ですが、令和7（2025）年には28.2%、令和22（2040）年には33.0%となり、総人口のおよそ3人に1人が高齢者という状況になると予測されています（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」補正值）。このように後期高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者の割合も増加することが予想されます。

こうした中で増加する高齢者を支える仕組みづくりとして、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続するために、国が令和元年6月に策定した認知症施策推進大綱の理念等も踏まえ、「医療」、「介護」、「住まい」、「生活支援」、そして「予防介護」が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の深化を進めていく必要があります。また、現役世代人口が減少する中での社会活力の維持向上のため、高齢者の多様な就労・社会参加、健康寿命延伸、医療・福祉サービス改革への取組みが求められています。

・利島村における高齢者の推計

	令和2（2021）年	令和7（2025）年	令和22（2040）年
総人口	306人	284人	230人
高齢者数	86人	80人	76人
総人口に占める 高齢者の割合	28.1%	28.2%	33.0%

（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」補正值）

・利島村における後期高齢者の推計

	令和2（2021）年	令和7（2025）年	令和22（2040）年
総人口	306人	284人	230人
後期高齢者数	42人	46人	47人
総人口に占める 後期高齢者の割合	13.7%	16.2%	20.4%

（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」補正值）

介護保険事業計画は3年を1期間とする計画として策定しており、本計画は令和3年度から令和5年度までを計画期間とする介護保険制度の第8期目に該当するものとなります。本計画は3年毎の見直しが義務付けられており、介護保険制度の改正、地域住民を取り巻く社会状況の変化及び高齢社会における諸課題などに対応するため、計画の見直しを図っています。

利島村においては、介護事業所や関係機関と連携し、限りある資源の中で介護を必要とする高

齢者の支援に取り組んでいるところです。本計画は、総人口に占める高齢者の割合の増加が想定される中で、利島村における高齢施策の基本的な考え方を示すとともに、介護保険事業の安定的な運営に関する計画を定め、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）及び「団塊ジュニア世代」が高齢者となる2040年（令和22年）を見据えた、利島村の実情にあった「地域包括ケアシステム」を構築するための「点検・評価・改善」に資する重要な計画として策定するものです。

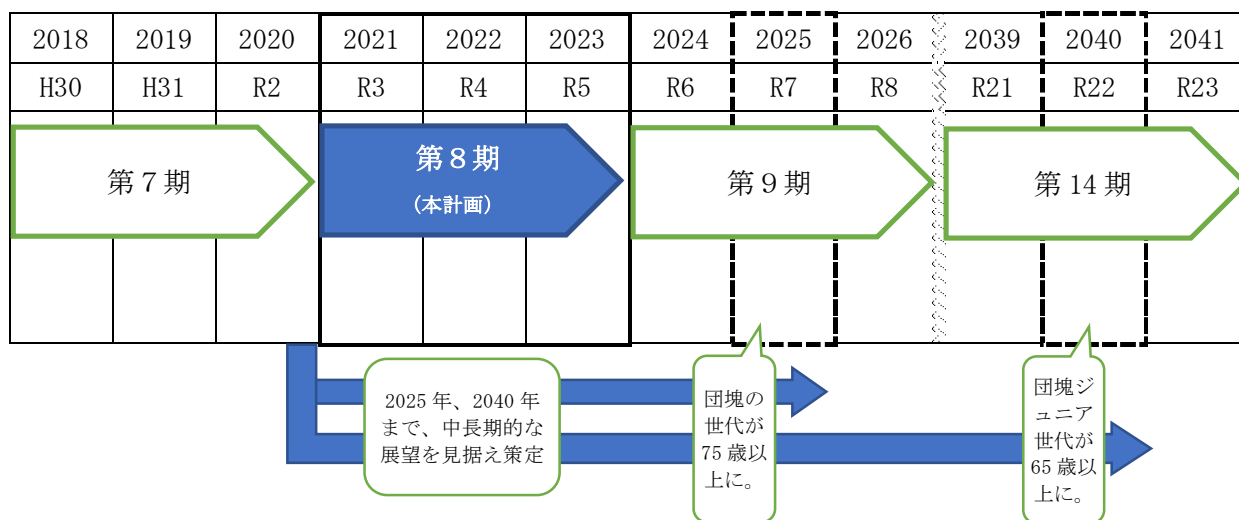
1.2 制度改正の概要

〈地域共生社会の実現に向けて〉

令和2年6月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和3年4月に施行されます。この改正により、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備などの推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化などが行われます。

1.3 計画の期間

本計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年及び団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年の双方を念頭に高齢者の人口や介護サービスを中長期的な視野に立った施策の展開を図ることを目的としています



1.4 計画の位置づけ

「老人福祉計画」は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく、利島村における高齢者に関する施策全般に渡る計画であり、全ての高齢者に対する福祉事業全般及び介護に関する総合的な計画です。

「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく、介護や支援を必要とする高齢者や要介護状態となる可能性の高い高齢者とともに、医療と介護の連携や認知症施策の推進など、地域における高齢者向けサービス提供体制について定める計画です。

本計画は、老人福祉計画及び介護保険事業計画を一体の計画として策定するものです。

1.5 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、市町村介護保険事業計画において、当該市町村が住民の日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供する施設の整備状況など総合的に勘案して日常生活圏域を定めるものです。一般的には中学校区を基礎単位に、介護保険施設の設置状況、校区の分離の経緯、地域の広さや交通の便等を勘案し設定されます。

利島村では、日常生活圏域をこれまで同様、第 1 層を『1 圏域』設定し、第 2 層は設定しません。

1.6 介護保険制度改正の概要

第 8 期介護保険事業計画の策定にあわせ、令和 2 年 6 月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和 3 年 4 月施行されます。

主な改正内容は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設などです。

① 2025 年、2040 年を見据えた計画の策定

前計画から引き続き、団塊の世代が 75 歳となる 2025 年、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年を見据え、サービス種類ごとの必要見込み量を算出しそのために必要な保険料水準を推計します。

② 地域包括ケアシステムの深化・推進

日常生活支援が包括的に確保される仕組みである地域包括ケアシステムについて、前計画の考え方を継承しつつ、第 9 期計画（2024～2026 年）、第 14 期計画（2039～2041 年）までを中長期的に視野に入れ、更なるシステムの深化・推進を図ります。

1 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（社会福祉法、介護保険法）

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進（介護保険法、老人法）

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3 医療・介護のデータ基盤の整備の推進（介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律）

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護 DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を、安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化（介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律）

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

③ 医療計画との整合性の確保

地域包括ケアシステムを構築するための在宅医療・介護連携として、本計画と同時期に見直される「東京都保健医療計画」との整合性を確保します。

④ 保険者機能の強化と地域マネジメントの推進

高齢者が自らの能力に応じて地域の中で自立して生活を送ることや要介護状態となることを予防するといった介護保険制度の理念を踏まえ、以下のように計画の策定及び施策の推進を進めます。

- 地域の実情を把握するためのデータ分析の実施
- データ分析の結果を踏まえ、地域で共通の目標・指標を設定
- 介護保険事業計画を進めるにあたってのニーズを東京都と共有
- 介護保険事業計画の実績に関する評価を行い、公表に努めるとともに都に報告
- 今後予定される財政的インセンティブに沿った、適切な目標・指標の設定

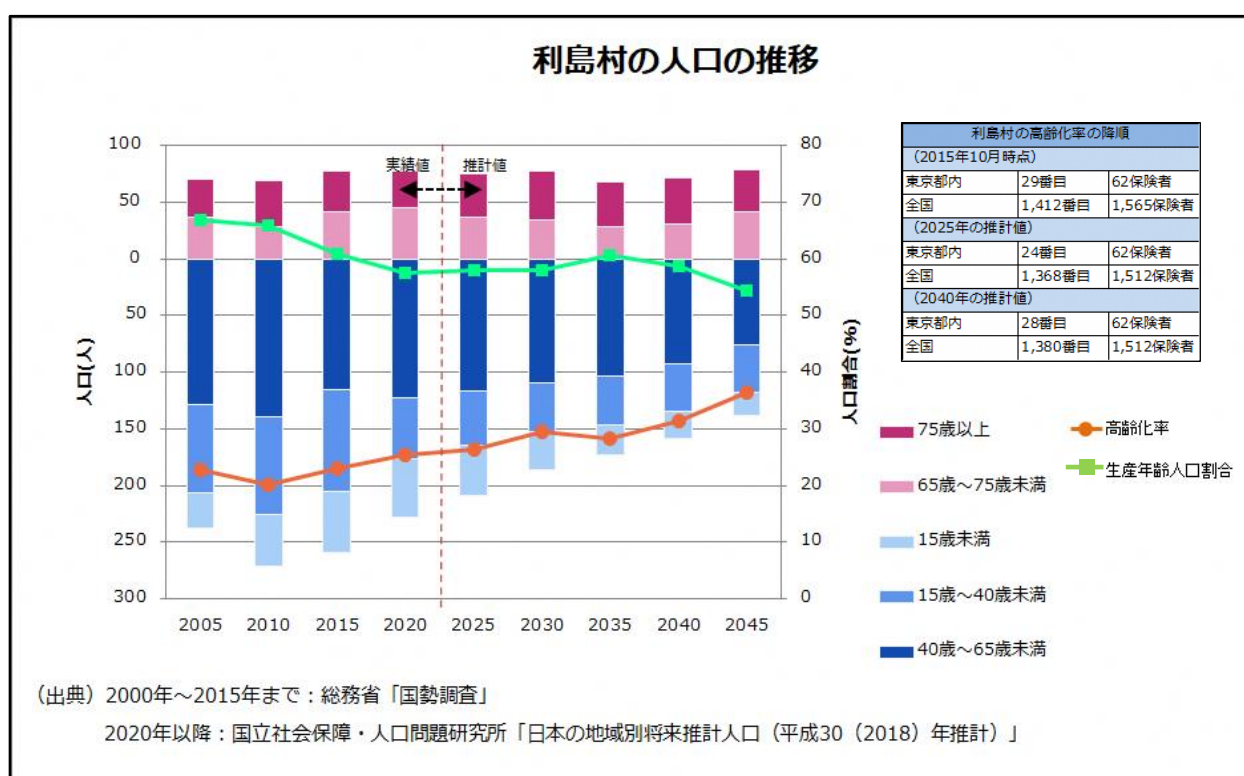
2 高齢福祉・介護の現状と将来見通し

2.1 人口の推移

利島村の総人口は、300人前後を推移していますが、今後は減少すると推測されます。

65歳以上の高齢者人口は微増しており、今後も微増が継続すると推測され、これを高齢化率で表すと、平均で1年間に約0.3%の微増と推測されます。

また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は、引き続きゆるやかに減少すると推測され、これを生産年齢人口割合で表すと、平均で1年間に約0.06%の微減と推測されます。

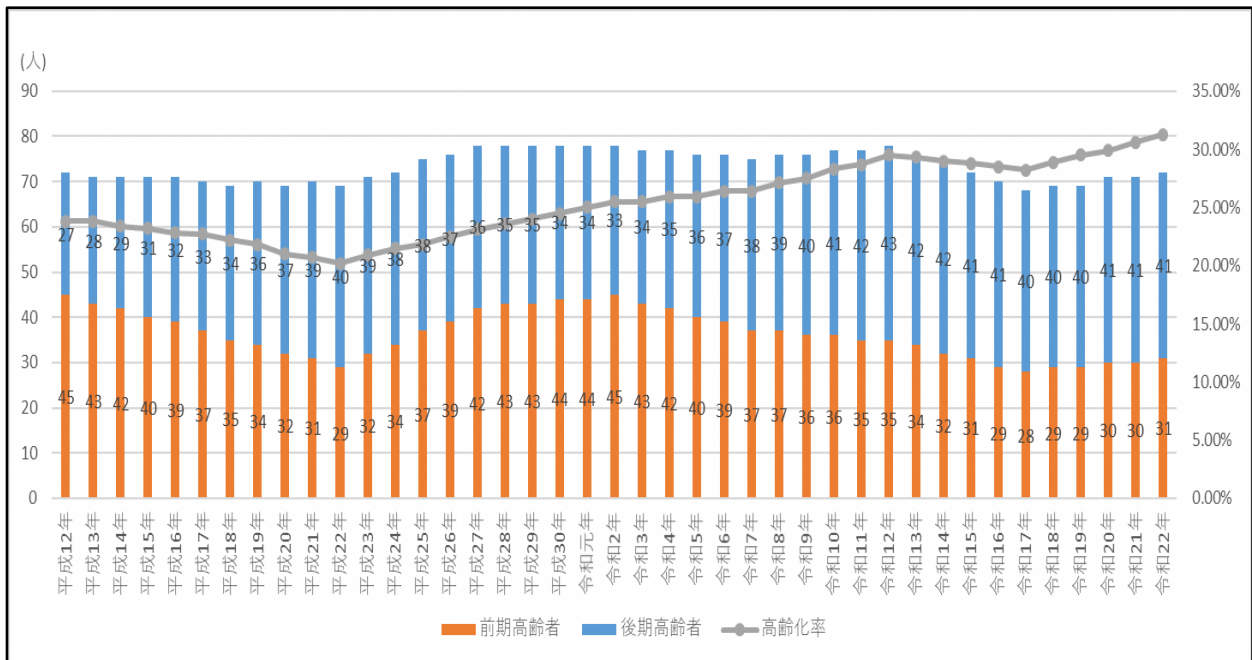


2.2 高齢化率

利島村の高齢化率は令和2年において、24.8%と東京都平均 23.3%に比べ若干高くなっており、今後も平均して1年間に約0.3%の微増が推測されます。

高齢者数は、令和6（2024）年までは前期高齢者数が後期高齢者数を上回る見込みですが、令和7（2025）年には後期高齢者数が前期高齢者数を上回ると推測されます。

◆高齢者数（前期・後期）と高齢化率

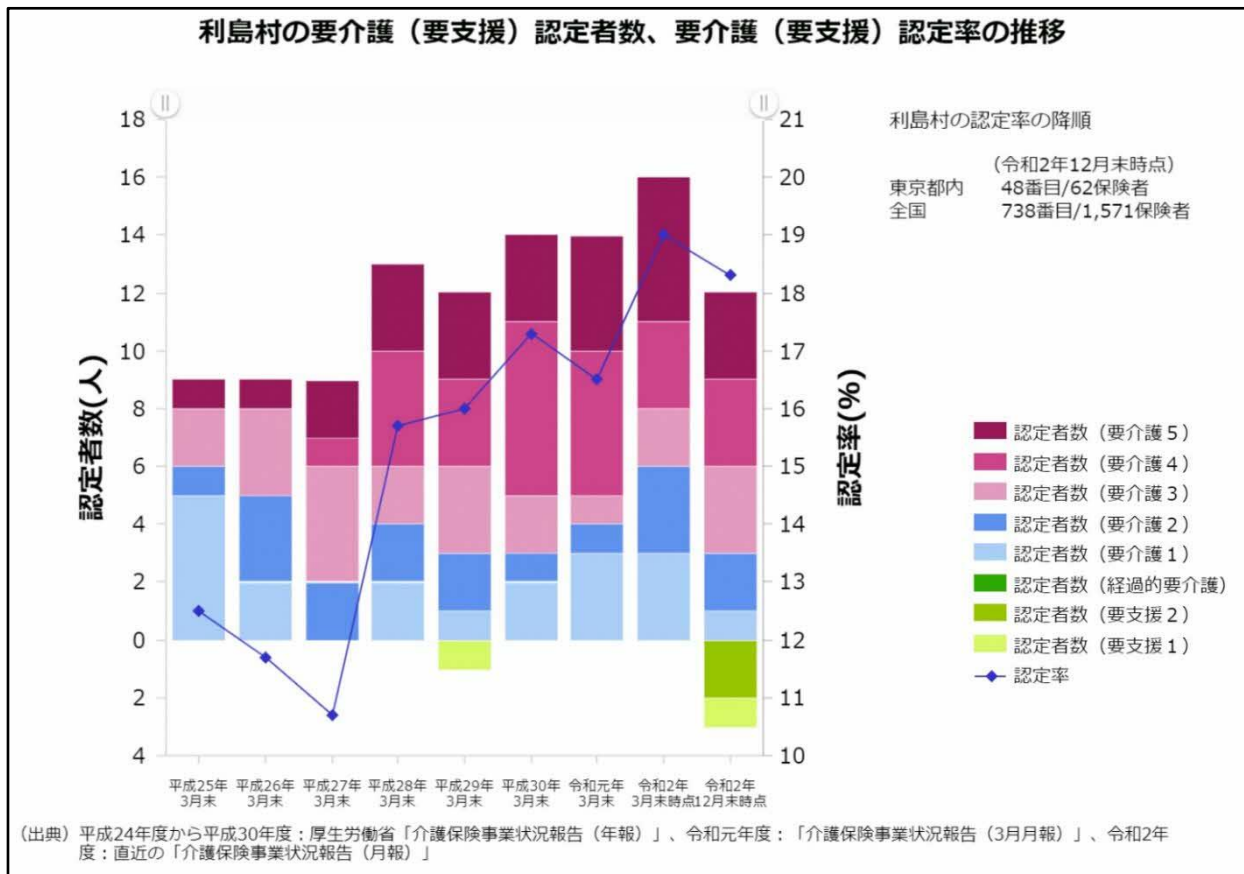


2.3 要介護・要支援認定者数

要介護認定者数の推移は、これまで島外の施設入所のための認定が多く、重度者の割合が多い傾向にありました。

これまでは利島村高齢者在宅サービスセンターにおいて、村独自（介護保険外）の通所サービスを実施していたため、島外の介護サービスを利用する場合のみ認定を受けていましたが、平成29年より島内事業所による介護サービスが始まったため、認定者数は増加傾向にあります。

◆要介護（要支援）認定者数と認定率の推移



3 計画の基本理念

3.1 基本理念

利島村第4次総合計画では、『人間性の豊かさとゆとりを持ちながら健康で元気に暮らせる地域社会の創造』の中で「誰もが安心して住み続けられる福祉の充実」を掲げています。この基本施策の実現のため、「高齢者が住み慣れた島で 生きがいをもって 元気に暮らせる村づくり」を基本理念とします。支えていく必要のある高齢者を住民全体で支え、新たなつながりを作り、これまでのつながりをより強く、村全体が『家族』となるような福祉と介護を推進します。

◆◇老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画の基本理念◆◇

高齢者が住み慣れた島で

生きがいをもって

元気に暮らせる村づくり

3.2 施策体系

目標	方針	基本施策
1. 高齢者の生きがいと介護予防・健康づくり	1. 高齢者の生きがいづくりと社会参加への支援	①生きがいづくりの支援
		②老人会の活動支援
		③高齢者の就労支援
		④高齢者を敬う機会の実施
		⑤助成事業の実施
	2. 介護予防と健康づくり	①認知症施策の推進
		②健康づくり教室の実施
		③介護予防・日常生活支援総合事業の推進
		④感染拡大防止のための情報提供
		⑤介護事業所等の感染症対策
		⑥熱中症の予防
2. 高齢者自身も参加した島ぐるみのたすけあい	1. 地域共生社会の実現のため地域で支える体制整備	①地域包括支援センターの運営及び機能強化
		②地域ケア会議の推進
		③生活支援体制整備の推進
		④緊急通報システム整備の推進
	2. 災害時等の高齢者支援の推進	①避難体制の整備
		②福祉避難所の整備
3. 高齢者の自立支援のためのサービス提供	1. 安定的な介護保険サービスの提供	①通所介護サービスの充実
		②継続的なサービス提供に向けた体制整備
		③緊急時の対応
	2. 高齢者の自立を支援するサービスの提供	①ホームヘルプサービスの充実
		②移送サービスの充実
		③配食サービスの実施
		④傾聴訪問の実施
		⑤サロン事業の実施
	3. 更なるサービス拡充の推進	①小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備

4 施策の展開

目標1 高齢者の生きがいと介護予防・健康づくり

多くの高齢者が生きがいを持ち、心身ともに元気な生活を送ることが、本人の豊かな人生を送ることにつながるだけでなく、地域の活力の向上にもつながります。

こうしたことは、介護サービスをできるだけ長い間受けずに生活できる高齢者が増えることでもあり、介護保険制度の運営や持続につながります。

利島村の多くの高齢者は、「生涯現役」で椿産業や漁業などに従事しています。病気や認知症などで仕事を続けることができなくならないよう、高齢者の趣味、仲間との交流、社会参加などの生きがいづくりが重要となっています。

方針1 高齢者の生きがいづくりと社会参加への支援

取り組み	内容	担当課等
①生きがいづくりの支援	○高齢者の生きがい活動の一環とし、保育園児や小学生とのふれあいなど世代間交流の場の提供等を行う。	保育園 教育委員会 社会福祉協議会
	○高齢者の閉じこもりを防ぎ、生きがいのある生活が送れるように趣味、スポーツ、講座等の事業を実施する。	地域包括支援センター
	○高齢者の閉じこもりを防ぎ、生きがいや楽しみを持てるよう、地域サロン事業や認知症カフェを実施する。	住民課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
②老人会の活動支援	○高齢者の閉じこもりを防ぎ、生きがいや楽しみを持てるよう、老人会への財政支援や事務補助等を継続していく。	住民課 社会福祉協議会
③高齢者の就労支援	○労働部局、人事部局と連携し、働く意欲のある高齢者の就職を支援します。	住民課
④高齢者を敬う機会の実施	○高齢者に敬意を表し、その長寿を祝うことを目的として、敬老金を贈呈する。	住民課
	○開催方法や内容等について検討を行いつつ、高齢者に敬意を表し、その長寿を祝う敬老祝賀会を開催する。	住民課
⑤助成事業の実施	○軽度難聴者に補聴器の購入助成をすることで、高齢者の閉じこもりを防ぎ、自立した生活が継続できるよう、支援する。	住民課
	○高齢者に電動カートの購入助成をすることで、高齢者の閉じこもりを防ぎ、生きがいや楽しみを持ち、自立した生活が送れるよう、支援する。	住民課

方針2 介護予防と健康づくり

取り組み	内容	担当課
①認知症施策の推進	○認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の理解や地域での認知症の方や家族を支える認知症サポーターを養成していく。	地域包括支援センター
	○地域における認知症の理解を推進するため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人や家族等への相談支援、医療、介護の連携支援や研修会の開催、認知症カフェの推進等の取り組み等を行い、地域で高齢者を見守る体制づくりに取り組む。	住民課
	○認知症初期集中支援チームと東京都認知症疾患センターの連携を図り、高齢者の認知症を早期に発見する。	地域包括支援センター 診療所 東京都健康長寿医療センター
	○初期認知症患者の通所サービスの利用を促進し、状態の悪化を予防し、家族等の介護負担を軽減する。	地域包括支援センター
	○認知症ケアの質の向上を図る「日本版 BPSD ケアプログラム」の導入及び活用を図る。	住民課 地域包括支援センター 社会福祉協議会 (サービス事業所)
②健康づくり教室の実施	○理学療法士等による運動教室を開催し、運動の方法と習慣を定着させる。	地域包括支援センター
	○リハビリテーション専門職等の、地域ケア会議への参画や通所介護事業所職員等への助言など、安定的に派遣できる体制を構築し、関与を促進する。	住民課 地域包括支援センター 社会福祉協議会 (サービス事業所)
	○生活習慣病等の予防や健康などについて相談できる窓口体制を整備、保健師による日常生活の実態把握や必要な支援を検討する。	地域包括支援センター
③介護予防・日常生活支援総合事業の推進	<p>◆通所型サービス</p> <p>○緩和した基準の通所型サービスにおいて、運動機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上など要介護状態に陥らないように支援を行う。</p> <p>◆訪問型サービス</p> <p>○ホームヘルプサービスの事業検証を行い、訪問系サービスの需要等の必要に応じてサービス提供する。</p> <p>◆その他の生活支援サービス</p>	住民課 地域包括支援センター 社会福祉協議会 (サービス事業所)

	○高齢者の自立を支援するサービスと連携し、配食サービス、移送サービスを実施する。	
④感染拡大防止のための情報提供	○感染症拡大防止のため、国都など関係機関と連携し、広報紙・ホームページ等を利用して感染情報の周知に努める。また、感染症についての正しい知識と適切な予防法について周知を図り、感染予防策が習慣化されるよう、情報提供を行う。	住民課
⑤介護事業所等の感染症対策	○介護事業所等が、感染症発生時において継続的にサービス提供するため、感染症対策の具体的な方法や留意点などについて必要な情報提供を行う。 ○介護事業所等が、感染症発生時において継続的にサービス提供するための備えを講じ、感染症対策に必要な物資を備蓄する体制整備を支援する。	住民課 地域包括支援センター 社会福祉協議会 (サービス事業所)
⑥熱中症の予防	○熱中症を予防するため、ホームページ等を通じて情報提供を行うとともに、リーフレット等を配布して啓発活動に取り組む。 ○暑さをしのぎ、休憩できる高齢者等の集いの場「涼み処」を開設し、暑い時期に自宅で過ごすことができない方に対する居場所を提供する。	住民課 地域包括支援センター 社会福祉協議会 (サービス事業所)

目標 2 高齢者自身も参加した島ぐるみのたすけあい

高齢者が住み慣れた島で安心して、生活を送るため、前計画までに構築してきた包括的な支援を行う地域包括支援センターの機能について、更なる充実が求められています。

一方で、公的なサービス等の支援体制の整備だけでは、高齢者の日常生活を支えることは難しくなっています。

介護（予防）サービスや認知症高齢者の支援については、地域ぐるみで支える体制とともに、高齢者人身も含めた住民一人ひとりが支える担い手となる仕組みが重要です。

利島村では、地域で高齢者を支える体制を整備するため、包括支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施し、地域包括支援センターの適切な運営及び機能強化を図ります。

また、高齢者のニーズに沿ったサービスの利用や認知症施策推進大綱に基づいた認知症高齢者支援の充実と認知症の早期発見等に努めます。

さらに、地域包括支援センターを中心に、住民が主体となって、高齢者の自立した生活の支援にあたることができる仕組みを構築します。

方針 1 地域共生社会の実現のため地域で支える体制整備

取り組み	内容	担当課
①地域包括支援センターの運営及び機能強化	○地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的機関としての役割を担うことができるように体制及び人員の増強に取り組む。	地域包括支援センター
	○気軽に相談できる高齢者の福祉・保健・医療の総合的な相談窓口として、高齢者や家族からの様々な相談を受け、生活課題等を把握し、必要なサービスを受けられるように支援する。	
	○要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、効果的、効率的なサービスが提供されるようケアマネジメントとサービス利用の評価などを行うことで、適切な介護予防ケアプランを作成する。	
②地域ケア会議の推進	○地域包括支援センターが中心となり、高齢者本人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤整備、他職種協働によるネットワークの構築のため、地域ケア会議を定期的で開催する。 ○地域の社会資源が地域ケア会議に参画することで、連携・協力体制を構築する。	地域包括支援センター
③生活支援体制整備の推進	○効果的な介護予防や事業の充実に向け多様な主体による事業の受け皿や担い手の体制整備を進めていくため、関係機関とのネットワーク構築などの調整機能を果たすため「生活支援コーディネーター」を配置し、適切に運用する。	住民課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

	<p>○村全体で支え合い活動が活性化するような会議体の運営を支援する。</p> <p>社会福祉協議会においては、以下のような取り組みを推進するための検討や情報共有等を行う。</p> <p>①高齢者が支援の担い手になるように、活動の場を確保し、資源の開発を行う。</p> <p>②活動主体のネットワークを構築する。</p> <p>③支援を必要とする高齢者のニーズと地域資源のマッチングを促す。</p>	
④緊急通報システム整備の推進	○ひとり暮らし高齢者等の緊急時の対応を、家族以外の地域の人とも連携し、高齢者を地域で見守る体制の構築を推進する。	住民課

方針2 災害時等の高齢者支援の推進

取り組み	内容	担当課
①避難体制の整備	○避難行動要支援者名簿を作成し、その情報を基に、要支援者や支援者を確実に把握し、迅速かつ安全な避難が行える体制を整備する。	総務課 住民課 社会福祉協議会
	○介護事業所は、感染症予防に十分配慮し、工夫を図りながら、利用者の避難方法について日常的に訓練等を実施し、情報を職員や使用者等へ周知し、村は定期的に内容を確認する。	総務課 住民課 社会福祉協議会 診療所
②福祉避難所の整備	○災害等から避難所へ避難した場合でも、きめ細かな支援が行えるように、高齢者在宅サービスセンターを福祉避難所として整備し、社会福祉協議会と連携して避難所の運営を行う。	総務課 住民課 社会福祉協議会

目標3 高齢者の自立支援のためのサービス提供

高齢者がよりながく島で生活できるように、既存サービスの安定かつ継続的な提供が必要です。また、高齢者が利用しやすい新たな支援のためのサービスが必要となってきます。

さらに、介護者や家族のニーズがより高い、緊急時などの比較的、長期のショートステイについても早急な体制整備が必要です。

利島村では、利島村高齢化対策検討委員会の答申のとおり、さまざまな介護サービスのニーズに対応するため、現在ある通所サービス事業所の地域密着型小規模多機能型居宅介護サービスへの移行の検討を継続します。

方針1 安定的な介護保険サービスの提供

取り組み	内容	担当課
①通所介護サービスの充実	<p>○利用者ファーストの目線で、支援に必要な職員の支援技術の向上を図る。</p> <p>○介護者の負担軽減のため、定期及び緊急時のお泊りデイサービスの提供体制の充実を図る。</p>	<p>住民課 社会福祉協議会 (介護サービス事業所)</p>
②継続的なサービス提供に向けた体制整備	<p>○介護支援専門員をはじめとした介護職員の安定的な確保に向け、職員の定着を図ると共に、各種イベントでの利島村の魅力発信を含めたPR活動に取り組む。</p>	<p>住民課 社会福祉協議会 (介護サービス事業所)</p>
	<p>○住宅の段差解消・転倒防止や福祉用具等の相談を受け付けるとともに、高齢者にやさしい住環境の整備の構築を図る。</p>	<p>住民課 地域包括支援センター</p>
	<p>○在宅医療・介護連携について、都の保健医療計画との整合を図りながら下記のような連携体制を整備する。</p> <p>①地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用を行う。</p> <p>②医療・介護関係者により構成される会議の開催等を通じて、在宅医療・介護連携に関する課題の把握と解決に必要な施策等を検討する。</p> <p>③医療・介護関係者とで、在宅医療・介護が円滑に提供できる仕組みの構築について具体的な方策を企画・立案する。</p> <p>④医療・介護関係者間の情報共有を支援する。</p> <p>⑤在宅医療・介護連携に関する住民への普及啓発を図る。</p>	<p>住民課 地域包括支援センター 診療所</p>
③緊急時の対応	<p>○自然災害や感染症などの不測の事態が発生した場合であっても、介護事業者が介護サービスの提供を中断させない、または早期復旧させるための業務継続計画（BCP）の策定について支援する。</p> <p>○介護サービスは利用者及び家族等の生活を支える上で欠かせないものである。介護事業者が業務継続計画に則り、利用者に必要なサービスを継続</p>	<p>住民課 地域包括支援センター 社会福祉協議会 (サービス事業所)</p>

	的に提供できる体制を構築できるよう、支援する。	
--	-------------------------	--

方針2 高齢者の自立を支援するサービスの提供

取り組み	内容	担当課
①ホームヘルプサービスの充実	○日常生活に支障がある高齢者にホームヘルパーを派遣し、生活を支援する。 ○ホームヘルプサービスのニーズ確認及びホームヘルパーの登録や技能取得のための支援等を行う。	社会福祉協議会
②移送サービスの充実	○村内に公共交通機関がないため、運転免許を返上した高齢者等の移動を支援する。 ○ボランティアの登録や技能取得のための支援等を行う。 ○村内移動手段（交通）の方法等の検証を行う。	住民課 産業・環境課 社会福祉協議会
③配食サービスの実施	○認知症サポーター等を活用し、ひとり暮らしの食事を作ることが困難な高齢者等を対象に配食支援及び安否確認を行う。	社会福祉協議会
④傾聴訪問	○1か月に2回各1時間程度を目安に、高齢者の自宅を訪問し、生活上の相談や安否確認などを行う。	社会福祉協議会
⑤サロン事業の実施	○高齢者の閉じこもり防止や生きがいがづくりのため、利島村サロンとして高齢者の集いの場を提供する。	社会福祉協議会

方針3 更なるサービス拡充の推進

取り組み	内容	担当課
①小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備	○利島村独自の小規模多機能型居宅介護への移行の検討を継続します。	住民課 社会福祉協議会

【目標を達成するため横断的に取り組む事項】

(1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

令和7（2025）年及び令和22（2040）年に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定されるので、介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要となります。介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や、東京都等との連携を取り広域的な整備を進めることが必要と

なることが想定されます。

利島村は、今後、必要に応じて、推計人口等から試算した介護需要等を元に、サービス基盤及び人的基盤の整備を検討します。

(2) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る東京都等との情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取組が進み、その質の確保や、適切にサービス基盤整備することが求められています。

利島村は、今後、必要に応じて、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅などに関する情報について、東京都等と連携を強化し、サービス基盤の整備を検討します。

(3) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした、5つの柱【1) 普及啓発・本人発信支援、2) 予防、3) 医療・ケア・介護サービス・介護者 への支援、4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、5) 研究開発・産業促進・国際展開】に基づく認知症施策が進んでいます。

利島村は、児童生徒から高齢者まで、幅広い世代で認知症サポーターになり、地域の人々が互いを理解し合い共生しています。また、小中学校の授業の一環として、認知症コーディネーターと共に、認知症や認知症サポーター及び認知症キャラバンメイトについて学ぶ機会を設けています。

(4) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

令和7(2025)年以降は、全国的に現役世代が減少し始め、介護人材の確保がより深刻になると想定されるため、人材確保を東京都と利島村が連携し、計画的に進める必要があります。介護職員の他、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保について、介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者参入による業務改善などに取り組み、認知症サポーターなどのボランティアの動員も検討します。

5 介護保険事業計画

5.1 介護保険サービス等の見込み

5.1.1 見込みにあたっての基本的な考え方

介護保険の対象となるサービス量等の見込みについては、サービスの需要に対し、過去における給付実績を基礎とし、介護等を必要とする高齢者が住み慣れた島でサービスを受けられるように、地域密着型サービスを勘案し、算出しました。

5.1.2 介護給付費適正化の取り組みについて

本計画においても、介護給付の適正化のための取り組みを継続して行う必要があります。将来にわたって継続的に介護保険事業を運営するため、保険者が担うべき保険者機能の一環として、次の6事業の推進を図ります。

◆要介護認定の適正化

要介護・要支援認定調査について、新規のみならず更新、区分変更の申請にかかる認定調査結果について、点検を実施する。

また、認定調査の公平・公正性を確保するため、認定調査基準の明確化や認定調査員に対する資質や専門性の向上を目的とした研修を実施する。さらに、介護認定審査会の公平・公正性を確保するため、委員に対する研修を実施し、審査判定の適正化及び平準化、また、特記事項等が適切に審査に反映できるように努める。

◆ケアプランの点検

自立支援に資するケアマネジメントの実践に向け、適切なケアプランの作成を行い、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援が行われるよう、ケアプランの点検をはじめ、介護支援専門員の資質向上のための指導・強化、居宅介護支援事業所への指導等を進める。

◆住宅改修等の点検

住宅改修の内容が自立支援につながるものであるか、適切な内容となっているかという視点から、リハビリテーション専門職等が適切に関与するなど、住宅改修を点検し適正化を図る。また、福祉用具購入・貸与についても、必要性や利用状況等を確認し、給付適正に努める。

◆縦覧点検及び医療情報との突合

複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、チェック一覧表を基に提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行う。また、東京都国民健康保険団体連合会から提供される情報を突合し、給付日数や提供サービスの整合性を確認する。

◆介護給付費通知の発送

適切なサービス利用の啓発に向けて通知回数や時期を検討します。

◆給付実績の活用

ケアプラン点検等と連携させながら、帳票などの情報を活用する。

5.1.3 介護（介護予防）サービスの見込み

【施設・居住系サービス】

(1) 居宅サービス

●特定施設入居者生活介護

特定施設に入居している要介護者が、当該施設のサービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができます。

利島村でのサービスはありませんが、島外でサービスを利用していた実績があります。

(単位：人／月)

有料 老人 ホーム等	平成 30年 度	令和 元年 度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 7年 度	令和 12年 度	令和 17年 度	令和 22年 度
	実績値		実績 見込 み	計画値						
介護 給付	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予防 給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者の住み慣れた島での生活を支える目的とし、様々なサービスを必要に応じて組み合わせることができ、利用者のニーズに細かに対応することが可能となっています。また、要介護者等の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されることとなっており、これらのサービスは村が指定した事業者により、村民のみが利用できます。

また、様々な理由で村民が他区市町村にある地域密着型の事業所の利用を希望する場合がありますが、この場合は、先方の区市町村の同意を得て本村が当該事業所を指定した上で利用することとなります。

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指します。

利島村でのサービスはありません。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設に入居する方が、日常生活の世話や機能訓練等の介護サービスを受けることができます。

利島村でのサービスはありません。

(3) 施設サービス

施設入所サービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設にて行われています。

●介護老人福祉施設

認知症などにより心身に障害のある方や寝たきりの方に適した施設となっています。施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養の世話をを行います。

●介護老人保健施設

入所する病状が安定期にある要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療及び日常生活の世話をを行い、自宅での生活に戻れるように支援する役割を担っています。経過措置期間は6年間延長されました。

●介護医療院

新たな施設系サービスの選択肢が整理され、慢性期の医療と介護のニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

●介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、介護に重点をおいた医療施設となっており、病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行います。経過措置期間については6年間延長されました。

(単位：人／月)

施設サービス	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	実績値		実績見込み	計画値						
介護老人福祉施設	4	5	4	4	4	4	3	3	3	3
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0				

【在宅サービス】

●訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）が食事や排せつの介助や入浴、衣類の着脱など身体に関わる身体介護と掃除や洗濯、買い物、食事の準備など日常生活に必要な生活援助を行います。

利島村でのサービスはありません。

●訪問入浴介護

数人の介護者、看護師などが浴槽を持ち込んで入浴サービスの提供を行います。重度の要介護者の利用が多いサービスではありますが、要支援者においても、一般家庭での入浴が困難な方や感染症のために施設の浴槽が使えない場合に限り利用が可能となっています。

利島村でのサービスはありません。

●訪問看護

病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対し、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話、または必要な診療の補助を行います。

利島村でのサービスはありません。

●訪問リハビリテーション

病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対して、リハビリのための通院・通所が困難な場合に、医師の指示のもと理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）が居宅を訪問し、生活行為を向上させるため必要なリハビリを行います。

利島村でのサービスはありません。

●居宅療養管理指導

通院での療養が困難な場合、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行います。

利島村でのサービスはありませんが、島外の有料老人ホーム入所者がサービスを利用していた実績があります。

(単位：人／月)

居宅療養管理指導	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	実績値		実績見込み	計画値						
介護給付	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予防給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●通所介護（デイサービス）

自宅から施設までの送迎、食事、入浴、排泄などの介助やレクリエーションなどを行います。利島村において要支援者の予防給付については、平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しています。

利島村でのサービスはありませんが、島外でサービスを利用していた実績があります。

(単位：回／月)

デイサービス	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	実績値		実績見込み	計画値						
介護給付	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●通所リハビリテーション（デイケア）

病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者が、介護老人保健施設、病院等に通り個人の状況に応じたリハビリテーションを行います。

利島村でのサービスはありません。

●短期入所生活介護

要支援・要介護者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期入所し、入浴、排泄、食事等の日常生活の世話及び機能訓練を受けることができます。

利島村でのサービスはありませんが、島外でサービスを利用していた実績があります。

（単位：日／月）

シヨ ート ステ イ	平成 30年 度	令和 元 年 度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 7年 度	令和 12年 度	令和 17年 度	令和 22年 度
	実績値		実績 見込 み	計画値						
介護 給付	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
予防 給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●短期入所療養介護

病状が安定期にある要支援・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期入所し、介護、医学的管理下における介護、機能訓練等の必要な医療及び入浴、排泄、食事等の日常生活の世話を受けることができます。

利島村でのサービスはありません。

●福祉用具貸与

要支援・要介護者の日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

- ①車いす
- ②車いす付属品
- ③特殊寝台
- ④特殊寝台付属品
- ⑤床ずれ防止用具
- ⑥体位変換器
- ⑦手すり（工事を伴わないもの）
- ⑧スロープ（工事を伴わないもの）
- ⑨歩行器
- ⑩歩行補助つえ
- ⑪認知症老人徘徊感知機器

⑫移動用リフト（つり具除く）

⑬自動排泄処理装置

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は⑦⑧⑨⑩のみ利用できます。

利島村でのサービスはありません。（但し、社会福祉協議会において類似サービスの提供あり。）

●特定福祉用具販売

福祉用具のうち、貸与に適さない入浴や排泄等のための特定福祉用具を要支援・要介護者が購入した際に、村が必要と認めた場合に購入費の8割、9割を支給します。ただし、支給対象となる購入費の上限は1年につき10万円です。

①腰掛便座

②入浴補助用具

③特殊尿器

④簡易浴槽

⑤移動用リフトのつり具

利島村でのサービスの利用はありません。

●住宅改修

住宅改修を要支援・要介護者が行った際に、村が必要と認めた場合に、費用の8割または9割を支給します。ただし、支給対象となる費用の上限は20万円です。（原則、1回限り）

①手すりの取り付け

②床等の段差の解消

③滑り止めや移動の円滑化等のための床材取り替え

④引き戸等への扉の取り替え

⑤様式便器等への便器の取り替え

⑥その他①～⑤の改修に付帯して必要となる住宅改修

利島村でのサービスの利用はありませんでしたが、今後、利用が見込まれる可能性があります。

●居宅介護支援・介護予防支援

介護保険制度への理解が不十分な方、事業者との連絡調整が困難な方などが、居宅サービス等を適切に利用できるように、利用者・家族・行政・医療機関などから情報を集め、ケアプランを作成します。また、施設入所サービスを要する場合には、各サービス提供事業者への紹介や調整等の提供を行います。ケアプラン実行後は、利用者宅を訪問し、実施状況をチェックします。

(単位：人／月)

ケア プラン 作成	平成 30年 度	令和 元 年度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 7年 度	令和 12年 度	令和 17年 度	令和 22年 度
	実績値		実績 見込 み	計画値						
介護 給付	6	7	9	9	9	9	10	9	9	9
予防 給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

利島村でのサービスはありません。

●夜間対応型訪問介護

夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

利島村でのサービスはありません。

●地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

利用定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンターに通い、食事、入浴、日常生活の支援、機能訓練等の介護サービスを受けることができます。制度改正により、平成 28 年度より通所介護サービスから分割されています。

利島村では平成 29 年よりサービスが開始されました。

(単位：人／月)

デイ サー ビス	平成 30年 度	令和 元 年度	令和 2年 度	令和 3年 度	令和 4年 度	令和 5年 度	令和 7年 度	令和 12年 度	令和 17年 度	令和 22年 度
	実績値		実績 見込 み	計画値						
介護 給付	5	7	9	9	9	9	10	9	9	9

●認知症対応型通所介護（デイサービス）

認知症である要介護者がデイサービスの事業所を訪れて入浴、排泄、食事等の日常生活の世話や機能訓練等の介護サービスを受けることができます。

利島村でのサービスはありません。

●小規模多機能型居宅介護

通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。

利島村でのサービスはありませんが、今後、利用が見込まれる可能性があります。

●看護小規模多機能型居宅介護

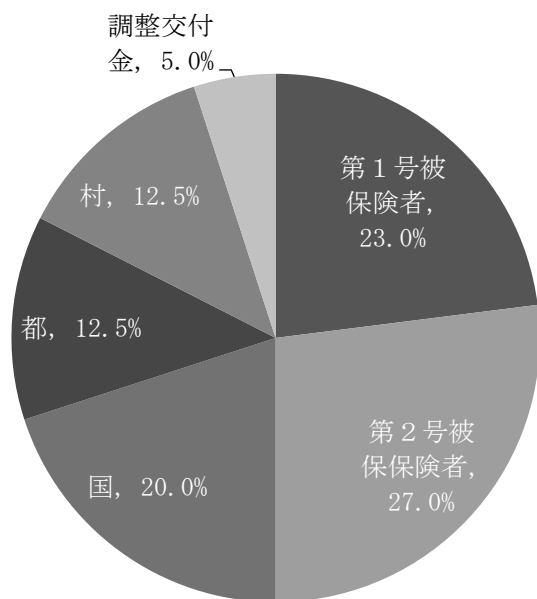
「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせて提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になります。

利島村でのサービスはありません。

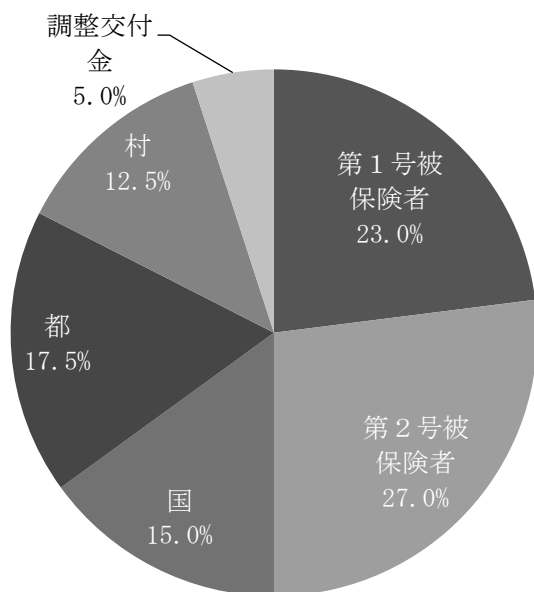
5.1.4 介護サービス費用の見込み

介護保険サービスの財源内訳は下記のとおりです。

○その他サービス



○施設



(1) 介護給付費の見込み

介護給付費は、要介護1～5を対象とした介護給付サービスについて、総費用額の1割は自己負担（一部所得により2割、現役世代並み所得者3割）、残り9割（一部所得により8割、現役世代並み所得者7割）を介護保険特別会計から給付するものです。3年間の介護給付費総額見込みは76,584千円です。

(単位：千円)

サービス名	第8期			令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
(1) 居宅サービス							
訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
訪問看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
通所リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
住宅改修費	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	11,472	11,479	11,479	13,865	11,479	11,479
	回数(回)	158.6	158.6	158.6	183.4	158.6	158.6
	人数(人)	9	9	9	10	9	9
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0

(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	給付費(千円)	12,734	12,741	12,741	9,412	9,412	9,412	9,412
	人数(人)	4	4	4	3	3	3	3
介護老人保健施設	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	給付費(千円)	0	0	0				
	人数(人)	0	0	0				
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	1,312	1,313	1,313	1,513	1,313	1,313	1,313
	人数(人)	9	9	9	10	9	9	9
合計	給付費(千円)	25,518	25,533	25,533	24,790	22,204	22,204	22,204

(2) 予防給付費の見込み

予防給付費は、要支援1・2を対象とした介護予防サービスについて、総費用額の1割は自己負担（一部所得により2割、現役世代並み所得者3割）、残り9割（一部所得により8割、現役世代並み所得者7割）を介護保険特別会計から給付するものです。3年間の介護給付費総額見込みは0円です。

(単位：千円)

サービス名	第8期			令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0	0
合計	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

(3) 標準給付費見込み額

標準給付費とは、「介護給付費」、「予防給付費」、「高額介護サービス費等給付費」、「特定入所者介護サービス等費（補足給付費）」に「算定対象審査支払手数料」を加えたものです。3年間の標準給付費総額見込は 86,729 千円です。

(単位：円)

	合計	第8期			令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度				
標準給付費見込額	86,729,028	28,957,720	28,885,654	28,885,654	28,352,200	25,556,654	25,766,200	26,185,288
総給付費	76,584,000	25,518,000	25,533,000	25,533,000	24,790,000	22,204,000	22,204,000	22,204,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	7,594,992	2,589,708	2,502,642	2,502,642	2,659,059	2,502,642	2,659,059	2,971,888
特定入所者介護サービス費等給付額	8,291,517	2,763,839	2,763,839	2,763,839	2,936,581	2,763,839	2,936,581	3,282,060
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	696,525	174,131	261,197	261,197	277,522	261,197	277,522	310,172
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	2,500,443	833,481	833,481	833,481	885,573	833,481	885,573	989,758
高額介護サービス費等給付額	2,500,443	833,481	833,481	833,481	885,573	833,481	885,573	989,758
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0	0	0	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	0	0	0	0	0	0	0	0
算定対象審査支払手数料	49,593	16,531	16,531	16,531	17,568	16,531	17,568	19,642
審査支払手数料一件あたり単価		61	61	61	61	61	61	61
審査支払手数料支払件数	813	271	271	271	288	271	288	322
審査支払手数料差引額	0	0	0	0	0	0	0	0

5.2 地域支援事業の見込み

5.2.1 地域支援事業の見込み

令和 12 (2030) 年まで微増していた高齢者人口は、その後緩やかに減少していく見込みであるが、総人口および生産年齢人口も減少していく見込みであることから、令和 22 (2040) 年には、30%を超える試算となっている。高齢者が住み慣れた地域の中で、できる限り支える側として活躍し、生きがいや役割を持って充実した日常生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの現実に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組みなどを一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、地域支援事業を実施します。

本村においては平成 29 年度より「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始しており、必須事業は、介護予防・生活支援サービス及び一般介護予防事業により構成されており、日常生活上の支援等を行います。包括的支援事業では医療・介護連携の充実や総合的な相談への対応などにより高齢者を地域での生活を包括的に支援します。また、任意事業においては、家族介護者への支援をおこなうなど本村の実情に応じた支援を行います。

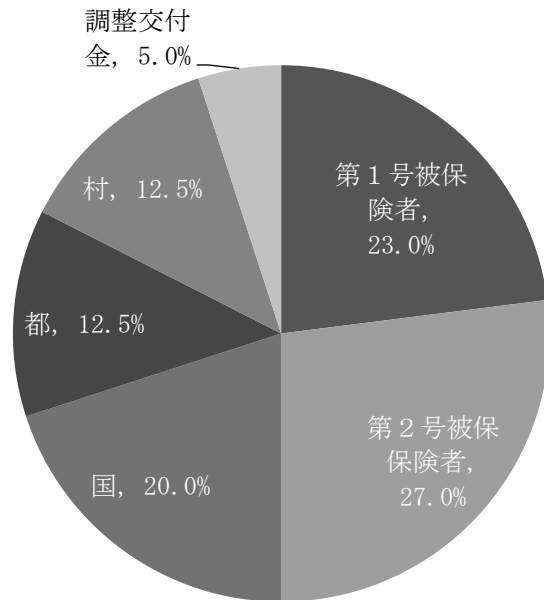
対象事業			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防生活支援サービス	訪問型サービス	※サービス提供検討中						
		通所型サービス(延べ人数)	12人	12人	12人	12人	12人	12人	12人
	生活支援サービス	生活支援サービス	※サービス提供検討中						
		介護予防ケアマネジメント(延べ人数)	12人	12人	12人	12人	12人	12人	12人
	一般介護予防事業	介護予防教室ほか(回数)	12回	12回	12回	12回	12回	12回	12回
包括的支援事業及び任意事業	任意事業	介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、認知症サポーター等養成講座							
包括的支援事業(社会保障充実分)	在宅医療・介護連携推進事業8項目		8項目	8項目	8項目	※地域特性に合わせて検討する			
	生活支援体制整備事業(協議体会議開催)		2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回
	認知症初期集中支援事業(初期集中支援チーム)		2件	2件	2件	2件	2件	2件	2件
	認知症地域支援・ケア向上事業		4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	地域ケア会議推進事業		2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回

※在宅医療・介護連携推進事業8項目(①地域の医療・介護資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討 ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ④医療・介護関係者の情報提供の支援 ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥医療・介護関係者の研修 ⑦地域住民への普及啓発 ⑧在宅医療・介護連携に関する関係区市町村の連携)

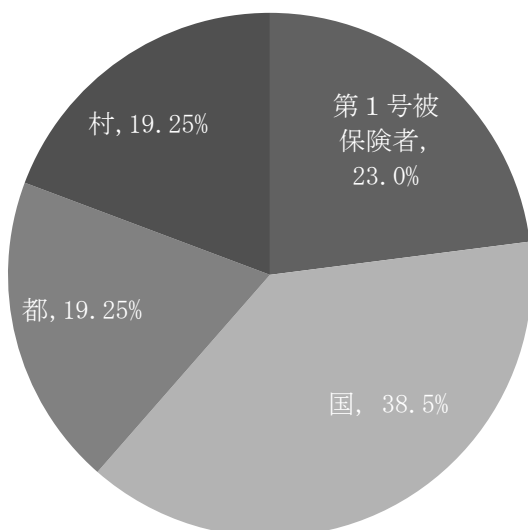
5.2.2 介護予防事業に係る費用の見込み

地域支援事業は、利用対象者や事業目的により、その財源がことなります。財源構成は次のとおりです。

○介護予防・日常生活支援総合事業



○包括的支援事業・任意事業



(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	101,000	0	0	251,372	298,515	276,715	255,128
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	5,943,000	5,943,000	5,943,000	5,528,372	6,081,209	5,390,163	5,251,953
包括的支援事業（社会保障充実分）	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000
地域支援事業	6,110,000	6,009,000	6,009,000	5,845,744	6,445,724	5,732,878	5,573,081

(単位：千円)

業務名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業	介護 予防 生活 支援 サー ビス	訪問型サービス	100	0	0	1	1	1
		通所型サービス	1	0	0	250	298	276
		生活支援サービス	—	—	—	—	—	—
		介護予防ケアマネジメント	※地域包括支援センター運営費に含む					
		その他	—	—	—	—	—	—
一般 介護 予防 事業	介護予防教室ほか	※地域包括支援センター運営費に含む						
包括的 支援事 業（地 域包括 支援セ ンター の運 営）及 び任意 事業	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）		5,943	5,943	5,943	5,528	6,081	5,390
	任意 事業	家族介護支援事業	※地域包括支援センター運営費に含む					
		その他 事業	成年後見制度利用支援	※社会福祉協議会運営費補助に含む				

包括的 支援事 業（社 会保障 充 実 分）	在宅医療・介護連携推進事業	※地域包括支援センター運営費に含む						
	生活支援体制整備事業	※地域包括支援センター運営費に含む						
	地域ケア会議推進事業	※地域包括支援センター運営費に含む						
	認知症初期集中支援推進事業	※地域包括支援センター運営費に含む						
	認知症地域支援・ケア向上事業	66	66	66	66	66	66	
	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	※地域包括支援センター運営費に含む						
	地域ケア会議推進事業	※地域包括支援センター運営費に含む						
合計		6,110	6,009	6,009	5,846	6,446	5,733	5,573

5.2.3 地域包括支援センターの適切な運営

高齢者が住み慣れた地域で生き生きとした生活を続けていくため、地域包括ケアシステムを深化させていく必要があります。高齢者の個々の状況に応じ、介護・保健・医療サービスなどの多方面からの支援を提供する必要性が高まることが予想されるため、それらをより効果的に提供するための包括的な提供体制が求められています。

地域包括支援センターはその体制の中心的な役割を果たすため、役割を強化し、保健・医療・福祉の専門職における相互の連携、ボランティアなどの住民活動を含めた、地域の様々な社会資源の統合やネットワークの構築を行います。

また、専門職との相互連携をさらに進めます。

5.2.4 地域支援事業実施による達成状況の評価

地域支援事業の実施により、本村のニーズに応じた適切なサービス提供ができたか、また、それに伴い、要支援・要介護状態に陥ることを予防できたか等を分析、評価します。

5.2.5 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取組を強化し健康寿命の延伸を図ることが求められます。

一般介護予防事業に関して、PDCA サイクルに沿った施策を推進し、リハビリテーション専門職等が事業に関与し、適切な事業実施となるよう、他の事業との連携を図りながら取り組みます。

自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組として、地域のボランティアなど、高齢者が役割を持ち活躍することで介護予防・健康づくりに意欲的に取り組めるよう支援を行います。

5.3 円滑な介護サービスの提供と介護保険の運営

5.3.1 円滑な介護サービス提供

地域ケア会議など関係機関との連携の場において、高齢者の状況やニーズ、課題などを共有し、多方面からの解決を図ることで連携体制を強化します。また、福祉サービスの苦情などに対する調整、デイサービスやヘルパー利用、サロン利用に関する意見調整などを行い、福祉サービスの利用について、住民の意見が反映されるよう図ります。

高齢者の多様な状況に応じて、必要なサービスを提供するためには、サービスを提供する人材の確保と資質の向上が大切です。そのための村職員や地域包括支援センター職員、介護保険サービス提供者などに対する様々な研修の機会を確保します。

また、地域包括支援センターを通じてサービス提供事業者からの相談に応じるなどさらなるサービスの質の向上を図るための体制の充実を図ります。

さらなるサービスの質の向上を図るために、第7期介護保険事業計画の期間中に、村内各サービス事業提供者の東京都福祉サービス第三者評価を受けることを目指します。

5.3.2 円滑な介護保険の運営

(1) 利島村介護保険運営協議会

本計画に定める施策の進捗状況について、実績評価・確認を行います。

その結果を今後の活動につなげていくことができるようにPDCAサイクルを確立し、実施していきます。

計画（P l a n） 計画の策定（見直し）

↓

実施（D o） 施策の実施

↓

点検・評価（C h e c k） 施策の点検・評価

↓

改善（A c t i o n） 取り組みの見直し・改善

(2) 介護給付適正化事業への取り組み

利用者に対し適切な介護保険サービスを確保するとともに、介護保険制度を継続可能なものとするため、要介護認定の適正化やケアマネジメントの適正化を図り、サービス提供体制を整備します。

(3) 介護保険料の確保

介護保険費用は、国都からの補助金と第1号被保険者の保険料（65歳以上からの保険料）及び第2号被保険者の保険料（40～64歳からの保険料）からの収入で成り立っています。

利島村が徴収する第1号被保険者の保険料の徴収率は100%ですが、今後も徴収率100%となるように推進を図ります。

5.4 介護保険料の設定

利島村の第8期介護保険料（基準額）は7,900円となります。

(1) 第1号被保険者数等の見込み

	合計	第8期			令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度				
第1号被保険者数 (人)	248	84	83	81	80	88	78	76
前期(65～74歳) (人)	119	42	40	37	34	33	27	29
後期(75歳～) (人)	129	42	43	44	46	55	51	47
後期(75歳～84歳) (人)	80	25	26	29	32	38	31	28
後期(85歳～) (人)	49	17	17	15	14	17	20	19
所得段階別加入割合								
第1段階	10.9%	10.7%	10.8%	11.1%	11.3%	10.2%	10.3%	10.5%
第2段階	10.9%	10.7%	10.8%	11.1%	11.3%	10.2%	10.3%	10.5%
第3段階	10.9%	10.7%	10.8%	11.1%	11.3%	10.2%	10.3%	10.5%
第4段階	10.9%	10.7%	10.8%	11.1%	10.0%	10.2%	10.3%	10.5%
第5段階	10.5%	10.7%	10.8%	9.9%	10.0%	10.2%	10.3%	10.5%
第6段階	9.7%	9.5%	9.6%	9.9%	10.0%	10.2%	9.0%	10.5%
第7段階	9.7%	9.5%	9.6%	9.9%	10.0%	9.1%	9.0%	10.5%
第8段階	9.7%	9.5%	9.6%	9.9%	10.0%	9.1%	9.0%	10.5%
第9段階	9.7%	9.5%	9.6%	9.9%	10.0%	9.1%	9.0%	10.5%
合計	92.7%	91.7%	92.8%	93.8%	93.8%	88.6%	87.2%	94.7%
所得段階別被保険者数 (人)								
第1段階 (人)	27	9	9	9	9	9	8	8
第2段階 (人)	27	9	9	9	9	9	8	8
第3段階 (人)	27	9	9	9	9	9	8	8
第4段階 (人)	27	9	9	9	8	9	8	8
第5段階 (人)	26	9	9	8	8	9	8	8
第6段階 (人)	24	8	8	8	8	9	7	8
第7段階 (人)	24	8	8	8	8	8	7	8
第8段階 (人)	24	8	8	8	8	8	7	8
第9段階 (人)	24	8	8	8	8	8	7	8
合計 (人)	230	77	77	76	75	78	68	72
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (人)	241	81	81	80	79	82	71	77

(2) 保険料収納必要額の見込み

(単位：円、%)

	合計	第8期			令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度				
標準給付費見込額	86,729,028	28,957,720	28,885,654	28,885,654	28,352,200	25,556,654	25,766,200	26,185,288
総給付費	76,584,000	25,518,000	25,533,000	25,533,000	24,790,000	22,204,000	22,204,000	22,204,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	7,594,992	2,589,708	2,502,642	2,502,642	2,659,059	2,502,642	2,659,059	2,971,888
特定入所者介護サービス費等給付額	8,291,517	2,763,839	2,763,839	2,763,839	2,936,581	2,763,839	2,936,581	3,282,060
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	696,525	174,131	261,197	261,197	277,522	261,197	277,522	310,172
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	2,500,443	833,481	833,481	833,481	885,573	833,481	885,573	989,758
高額介護サービス費等給付額	2,500,443	833,481	833,481	833,481	885,573	833,481	885,573	989,758
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0	0	0	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	0	0	0	0	0	0	0	0
算定対象審査支払手数料	49,593	16,531	16,531	16,531	17,568	16,531	17,568	19,642
審査支払手数料一件あたり単価		61	61	61	61	61	61	61
審査支払手数料支払件数	813	271	271	271	288	271	288	322
審査支払手数料差引額	0	0	0	0	0	0	0	0
地域支援事業費	18,128,000	6,110,000	6,009,000	6,009,000	5,845,744	6,445,724	5,732,878	5,573,081
介護予防・日常生活支援総合事業費	101,000	101,000	0	0	251,372	298,515	276,715	255,128
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	17,829,000	5,943,000	5,943,000	5,943,000	5,528,372	6,081,209	5,390,163	5,251,953
包括的支援事業(社会保障充実分)	198,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000	66,000
第1号被保険者負担分相当額	24,117,116	8,065,576	8,025,770	8,025,770	8,002,319	7,680,571	7,906,269	8,511,243
調整交付金相当額	4,341,501	1,452,936	1,444,283	1,444,283	1,430,179	1,292,758	1,302,146	1,322,021
調整交付金見込額	4,134,000	1,534,000	1,482,000	1,118,000	772,000	703,000	1,318,000	1,171,000
調整率		1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000	1.000000000
特別調整交付金の交付見込額		0	0	0	0	0	0	0
調整交付金見込交付割合		5.28%	5.13%	3.87%	2.70%	2.72%	5.06%	4.43%
後期高齢者加入割合補正係数		0.9468	0.9525	1.0031	1.0493	1.0486	0.9598	0.9611
後期高齢者加入割合補正係数(要介護等発生率による重み付け)		0.9568	0.9614	1.0045				
後期高齢者加入割合補正係数(1人あたり給付費による重み付け)		0.9367	0.9436	1.0017	1.0493	1.0486	0.9598	0.9611
所得段階別加入割合補正係数		1.0433	1.0439	1.0457	1.0465	1.0442	1.0392	1.0625
市町村特別給付費等	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0				0	0	0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	150,000				0	0	0	0
保険料収納必要額	22,674,618				7,460,497	8,270,329	7,890,414	8,662,264
予定保険料収納率	100.00%				100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(3) 介護保険料基準額(月額)の内訳

	金額					構成比				
	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総給付費	6,160千円	6,831千円	6,022千円	6,514千円	6,621千円	73.7%	74.6%	71.6%	70.4%	70.4%
在宅サービス	3,086千円	4,237千円	3,470千円	3,753千円	3,814千円	36.9%	46.3%	41.2%	40.6%	40.6%
居住系サービス	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
施設サービス	3,074千円	2,593千円	2,553千円	2,761千円	2,806千円	36.8%	28.3%	30.3%	29.9%	29.9%
その他給付費	806千円	882千円	819千円	1,048千円	1,158千円	9.7%	9.6%	9.7%	11.3%	12.3%
地域支援事業費	1,441千円	1,447千円	1,574千円	1,687千円	1,621千円	17.2%	15.8%	18.7%	18.2%	17.2%
財政安定化基金(拠出金見込額+償還金)	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市町村特別給付費等	-52千円	0千円	0千円	0千円	0千円	-0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
保険料収納必要額(月額)	8,356千円	9,159千円	8,415千円	9,248千円	9,399千円	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
準備基金取崩額	518千円	1,269千円	0千円	0千円	0千円	6.2%	13.9%	0.0%	0.0%	0.0%
基準保険料額(月額)	7,837円	7,890円	8,415円	9,248円	9,399円	93.8%	86.1%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) 所得段階別の保険料

段階		基準に対する乗率	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護被保険者、世帯全員が区市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が区市町村民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下	0.5 (軽減後)	3,950円 (軽減後)	47,400円 (軽減後)
		0.3	2,370円	28,440円
第2段階	世帯全員が区市町村民税非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下	0.75 (軽減後)	5,925円 (軽減後)	71,100円 (軽減後)
		0.5	3,950円	47,400円
第3段階	世帯全員が区市町村民税非課税かつ本人年金収入等が120万円超	0.75 (軽減後)	5,925円 (軽減後)	71,100円 (軽減後)
		0.7	5,530円	66,360円
第4段階	本人が区市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等が80万円以下	0.9	7,110円	85,320円
第5段階	本人が区市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等が80万円超	1.0	7,900円	94,800円
第6段階	区市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	1.2	9,480円	113,760円
第7段階	区市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	1.3	10,270円	123,240円
第8段階	区市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	1.5	11,850円	142,200円
第9段階	区市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上	1.7	13,430円	161,160円